障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の概要について

１　障がい福祉制度について

■障がい福祉制度の概要

障がい福祉制度は、2003（平成 15）年４月の「支援費制度」の導入により、従来の「措置制度」から大きく転換されました。措置制度では行政がサービスの利用先や内容などを決めていましたが、支援費制度では障がいのある人の自己決定に基づきサービスの利用ができるようになりました。

その後は、2005（平成 17）年 11 月に「障害者自立支援法」が公布され、これまで障がい種別ごとに異なっていたサービス体系を一元化するとともに、障がいの状態を示す全国共通の尺度として「障害程度区分」（現在は「障害支援区分」という。）が導入され、支給決定のプロセスの明確化・透明化が図られました。

2012（平成 24）年 6 月には「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、この法律により 2013（平成 25）年 4 月に「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となり、その後3年ごとに支援の拡充などの改正が行われ現在に至っています。

■障がい福祉制度の仕組み

市町村が実施する障がい福祉制度は、自立支援給付及び地域生活支援事業に分けられます。

自立支援給付は法律に定められた給付であり、安定的な財源確保のために、国及び都道府県が費用の4分の3を義務的に負担する仕組みや、負担能力に応じた利用者負担（応能負担）が導入されています。

地域生活支援事業は、国の基準を基に市町村が裁量的に制度設計を行うもので、自立支援給付とは異なり、国及び都道府県が費用の4分の3以内を補助する仕組みとなっておりますが、負担能力に応じた利用者負担（応能負担）は変わりません。

障害者総合支援法等における給付・事業

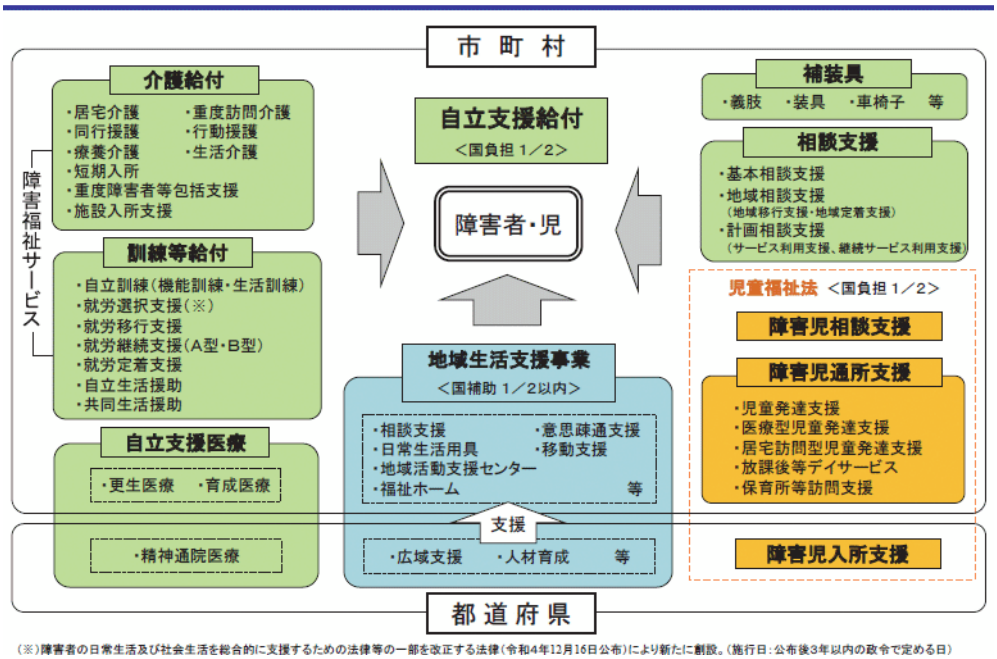

（※）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年12月16日公布）により新たに創設。（施行日：公布後3年以内の政令で定める日）

2 計画策定の趣旨

平成 18 年度の障害者自立支援法の施行により、市町村に対して障がい福祉計画の作成が義務付けられて以降、当町では7期にわたり「小布施町障がい福祉計画」を策定し、障がい児福祉計画については、平成 30 年度の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行により、市町村に対して障がい児福祉計画の作成が義務付けられて以降、3期にわたり「小布施町障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスが総合的かつ円滑に提供できるよう、体制の確保等に取り組んできました。

この2つの計画は、サービスの提供体制の確保等が主な目的であり、障害者基本法で市町村に策定が義務付けられている、「小布施町障がい者計画」の個別計画となっています。

現行計画である「小布施町第7期障がい福祉計画・小布施町第3期障がい児福祉計画」（以下、「第7期及び第3期計画」という。）では、「小布施町第5次障がい者計画」で定めた『安心して暮らせる、心の安らぐまちの実現』を基本理念とし、「1 理解・共感の促進と権利擁護の推進」、「2 地域生活の支援」、「3 安全・安心の確保」、「4 社会参加の促進」、「5 ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実」の5つを基本目標として、障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスが円滑に提供できる体制を推進しています。

今回、第7期及び第3期計画の計画期間が令和8年度で終了することから、令和9年度を初年度とする「小布施町第8期障がい福祉計画・小布施町第4期障がい児福祉計画」（以下、「第8期及び第4期計画」という。）を策定することとなりました。

第8期及び第4期計画は、第7期及び第3期計画と同様に国の基本指針である「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」や「小布施町第5次障がい者計画」及び当町の「第7次小布施町総合計画」等に基づいて策定していくものです。

【小布施町第5次障がい者計画の基本理念及び5つの基本目標】

【基本理念】
安心して暮らせる、心の安らぐまちの実現

【5つの基本目標】
1 理解・共感の促進と権利擁護の推進
2 地域生活の支援
3 安全・安心の確保
4 社会参加の促進
5 ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実

3 計画の位置づけ

「小布施町障がい福祉計画・小布施町障がい児福祉計画」は、「小布施町総合計画」及び「小布施町障がい者計画」の個別計画であり、当町における障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスが総合的かつ円滑に提供できるよう、体制の確保並びに利用見込量及び数値等について記した計画です。

第8期及び第4期計画は、国の基本指針及び当町の関連計画との整合性を保つようにして策定するものです。

■障がい者計画（令和6年度～令和 11 年度まで）

障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」で、市町村における障がい者の状況等を踏まえ、当該市町村における障がい者のための施策事項について定める計画です。この計画は、6年を1期として策定しています。

■障がい福祉計画（令和9年度を初年度として今期策定）

障害者総合支援法第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」で、基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する事項について定める計画です。この計画は、3年を1期として策定することとされ、障がい児福祉計画と一体的に策定しています。

■障がい児福祉計画（令和9年度を初年度として今期策定）

児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」で、基本指針に即して、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保その他障がい児通所支援及び障がい児相談支援の円滑な実施に関する事項について定める計画です。この計画は、3年を1期として策定することとされ、障がい福祉計画と一体的に策定しています。

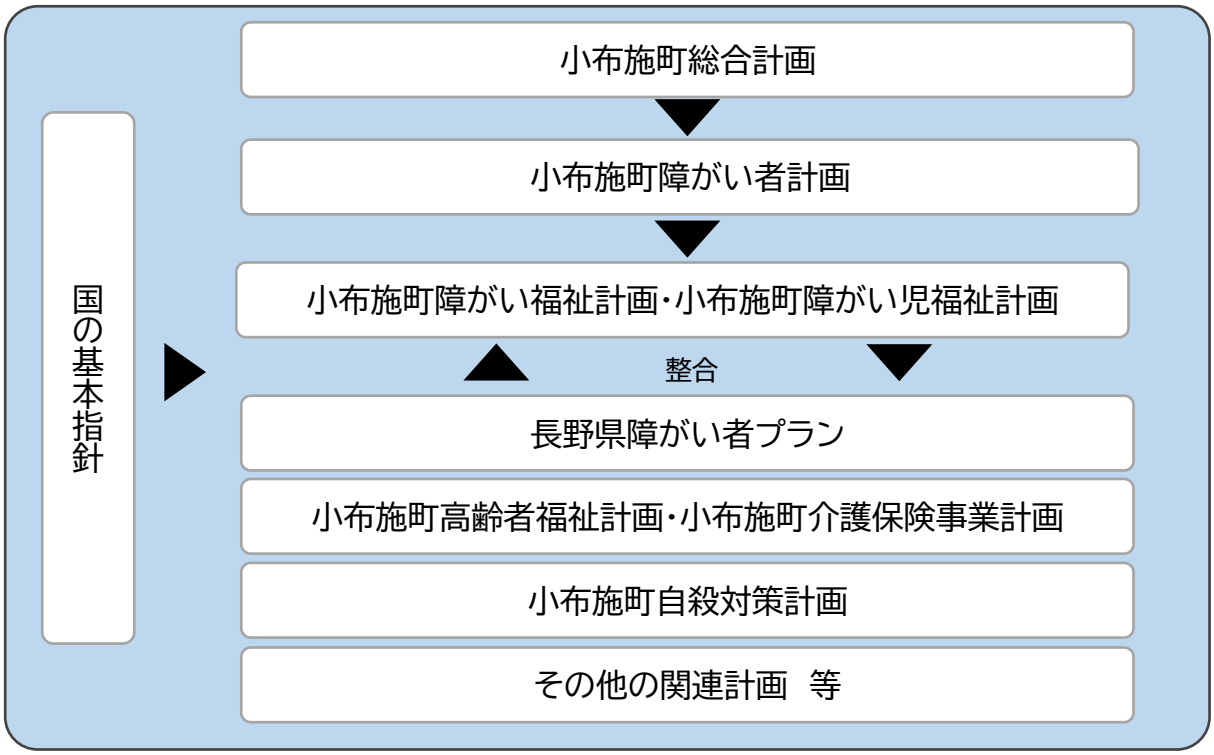

4 計画の期間

「小布施町障がい福祉計画・小布施町障がい児福祉計画」は3年を1期として策定されるため、第7期及び第3期計画の計画期間は令和6年度～令和8年度までとなっています。第8期及び第4期計画は令和9年度～令和 11 年度までが計画期間となります。

なお、「小布施町第5次障がい者計画」は、令和6年度～令和11年度までが計画期間となります。

計画名	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
小布施町 障がい者計画	第５次計画						次期計画		
小布施町 障がい福祉計画	第７期計画			第８期計画			次期計画		
小布施町 障がい児福祉計画	第３期計画			第４期計画			次期計画		
小布施町総合計画		第７次計画					次期計画		
長野県計画	長野県障がい者プラン2024						次期計画		

5 計画の策定体制

第8期及び第4期計画の策定に当たっては、「障がい福祉計画等策定懇話会」（当会）において審議及び意見交換を行います。

また、当事者・家族のニーズを把握し、その実態を踏まえた上で計画を作成する必要があることから、アンケート調査を実施しました。加えて、町民全体から広く意見を聴取し計画へ反映するため、計画の案に対してパブリックコメントを実施する予定です。

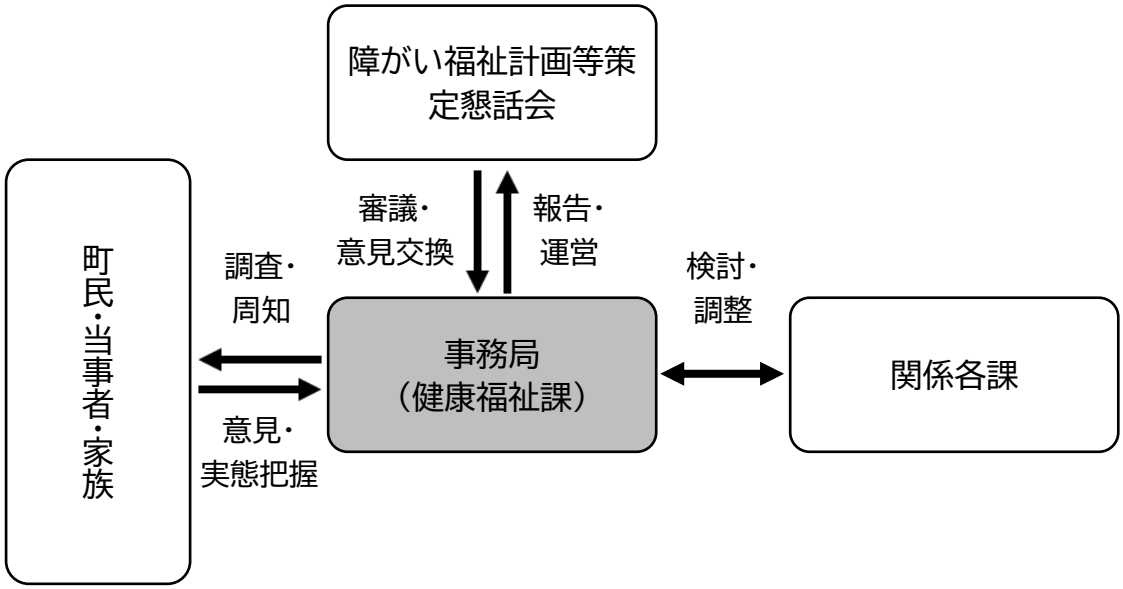

6 アンケート調査について

当会に先立ち、本年4月にアンケート調査を実施しました。次回の障がい福祉計画等策定懇話会において結果の概要について報告を行う予定です。

調査種別	対象者	調査方法	有効回答数／配布数	回答率
第8期障がい福祉計画策定のための調査	町内に居住する65歳未満の障害者手帳所持者及び障がい福祉サービス利用者(※1)	調査票を郵送により配布し、郵送又はながの電子申請にて回収	78／202	38.61%
第4期障がい児福祉計画策定のための調査	障害者手帳をお持ちの児童、障害福祉サービスを利用している児童及び特別児童扶養手当の認定を受けている児童の保護者(※2)		30／57	52.63%

※ 1 総数 202 人
（内訳）
身体障害者手帳所持者 51 人
療育手帳所持者 47 人
精神障害者保健福祉手帳所持者 102 人
障がい福祉サービス利用者 2人

※ 2 総数 57 人
身体障害者手帳所持児童 4人
療育手帳所持児童 18 人
精神障害者保健福祉手帳所持児童 6人
障がい福祉サービス利用児童 20 人
特別児童扶養手当認定児童 9人

（障害福祉計画におけるＰＤＣＡサイクルのプロセスのイメージ）

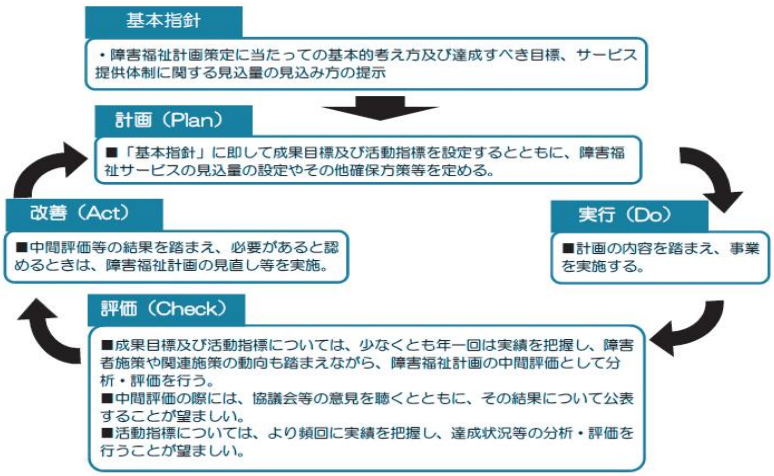

7 策定スケジュール

年 月	内 容	懇話会
令和8年4月	・アンケート調査の実施	
5月～7月	・データの収集・整理等	
8月	【障がい福祉計画等策定懇話会①】 ・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の概要について ・現行計画（第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画）の評価について ・次期計画（第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画）の骨子について	●
8月～9月	・データの収集・整理等 ・計画素案の作成 ・現行計画の評価の再実施（令和8年度見込部分）	
10 月	【障がい福祉計画等策定懇話会②】 ・アンケート調査結果等について ・計画素案の検討	●
11 月	・計画素案の修正	
12 月	【障がい福祉計画等策定懇話会③】 ・計画素案の検討	●
令和9年 1月	・パブリックコメントの実施	
2月又は3月	【障がい福祉計画等策定懇話会④】 ・計画最終案の内容確定	●
3月	・計画書の最終調整（デザイン等）	